

東京都廃棄物審議会

(第31回)

会議録

令和7年10月28日

東京都環境局資源循環推進部

(午前 10時00分 開会)

- 福安計画課長 定刻になりましたので、第31回東京都廃棄物審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を務めます、東京都環境局資源循環推進部計画課長の福安でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。本審議会はWEBで行います。都庁の通信環境の状況によっては映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。また、傍聴者の方におかれましては、発言を慎んでいただきますようお願いいたします。

定足数の確認をさせていただきます。本日は16名の委員に御出席いただいております、委員総数20名の半数以上となっております。審議会の運営要綱で規定しております定足数を満たしていることを報告させていただきます。

それでは議事に先立ちまして、事前にデータで送付しております資料の確認をさせていただきます。資料1、東京都廃棄物審議会委員名簿。資料2、東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性について(中間取りまとめ案)。資料3、食品ロス及び食品リサイクルに係る施策強化の方向性の概要。資料4、東京都資源循環・廃棄物処理計画改定スケジュール(予定)。そのほか参考資料が3点付いてございます。資料の不足などございましたら、事務局まで御連絡ください。

本審議会は、審議会の運営要綱第9第1項の規定に基づきましてWEB上ではございますが、公開といたしますので御承知おきください。

それでは、ここからの進行を森本会長にお願いしたいと存じます。森本会長どうぞよろしくお願いいたします。

- 森本会長 それでは、これより議事に入りたいと思います。

本年2月に小池知事から当審議会に対して東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定について諮問がございました。

同計画の改定に当たっては、資源循環及び廃棄物処理についての専門的な視点が必要であると判断して、前回の審議会において計画部会の設置を決め、田崎委員に部会長をお願いしたところでございます。

これまで、計画部会において専門的視点から、東京の資源循環、廃棄物処理施策を取り巻く状況、計画の基本的考え方及び主要施策の方向性などについて、精力的に議論を行っていただいたところでございます。

本日はこれまでの計画部会での議論の内容について、中間取りまとめ(案)として提示いただいておりますので、この中間取りまとめ(案)を本審議会に議論していきたいと思っております。本審議会に御了解をいただければ、今後、パブリックコメント及び関係機関への照会の手続に入ると聞いておりますので、本日も活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、田崎部会長から報告をお受けしたいと思います。田崎部会長よろしくお願い申し上げます。

- 田崎部会長 計画部会の議論について、私から説明させていただきます。

今年の2月から10月まで、計画部会を計8回開催しております。国内外及び東京の

資源循環、廃棄物処理を取り巻く状況の整理を行うとともに、次期計画のコンセプト、柱立て、東京の資源循環が今後目指すべきビジョン、指標と目標、主要施策の方向性などについて網羅的に議論を行ってきました。

今回提出させていただく、中間取りまとめ（案）ですけれども、計画を支える三つの柱、それから10の施策領域を設定しております。中でも今回の主要テーマでありますサーキュラー・エコノミーへの移行促進に関しては、動静脈連携や都民・事業者の行動変容の促進など、社会変革の加速に向けて、少し踏み込んだ提案も行ってあります。

また、今後都が重点的に施策を展開していくべき六つの重点分野を設定したこともポイントの一つとなっています。特に、プラスチック対策については、今後の具体的な施策展開を部会で2回にわたって集中的に審議しております。今回、巻末資料として中間取りまとめ（案）に盛り込んでいるものであります。

これまでの計画部会の内容については以上のとおり、一旦取りまとめましたので、報告させていただきます。詳細は事務局から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○福安計画課長 田崎部会長ありがとうございます。そうしましたら事務局から、資料2に基づきまして中間取りまとめ（案）を説明させていただきます。

目次でございますが、全体の構成を確認いただければと思います。

第1章、資源循環・廃棄物処理を取り巻く状況。第2章、計画の基本的考え方。第3章、指標と計画目標。第4章、主要施策の方向性、3本の計画の柱と10の施策領域で、記載してございます。最後に第5章、計画の着実な推進に向けて。ということで取りまとめてございます。また、巻末資料といたしまして、先ほど田崎部会長からも御説明いただきましたが、計画部会の中で集中審議をいただいた、プラスチック対策強化の方向性について、取りまとめております。脱炭素社会の実現に向け、重要となるプラ対策につきまして、方向性をブレイクダウンする形で記載してございますので、併せて御説明を差し上げたいと思います。

では、P1以降を順次説明させていただきます。

P1、資源利用の状況です。世界全体の資源消費量が増加を続けていること。また、資源制約のリスクということで記載してございます。

P2、環境制約についての記載でございます。カーボンニュートラル、またネイチャーポジティブの実現に向けましても、資源循環の取組の重要性、一層増してございます。

また、13行目以降は、サーキュラー・エコノミー移行に向けた国際的な動き、まとめてございます。国内動向におきましても、経済安全保障や、ウェルビーイング諸課題への対処に向けた国家戦略として位置づけられているという状況を記載してございます。

P3、カーボンニュートラルに向けた動きについて、廃棄物部門におきましても脱炭素化を強力に推進する必要があることなど記載してございます。

P4の14行目以降、東京の資源利用の状況について記載してございます。

都内で消費・利用される資源の多くは、都外で採取・生産されるなど、東京の社会経済活動、他地域からの移入資源に依存してございます。資源の大消費地、東京の責務といたしまして、サプライチェーン全体を視野に入れて、持続可能な資源利用への転換を強力に進めていく必要がある点を記載してございます。

P5につきましては、東京の人口動向を記載してございます。2030年、東京では人口がピークを迎える中、人口減少も見据えた施策を考えていく必要がございます。

P6 コロナ禍を経た廃棄物を巡る動向でございます。

新型コロナの5類感染症への移行後も、真ん中のグラフの実線にもありますが、都内可燃収集ごみ処理量は、引き続き減少傾向にあります。

続いてP7で、廃棄物処理業界を取り巻く状況についてまとめております。

廃棄物処理業界だけに限りませんが、担い手不足は深刻な状況でございます。また、リチウムイオン電池などの発火事故も社会問題となっているところでございます。

今後は、廃棄物処理業界の労働環境の改善も含め、強靱で安定的な処理体制の確保、また製造業をはじめとした動脈分野との連携も図りながら、質と量を確保した再生資源の供給を拡大する取組を進めていくことが必要であると記載してございます。

また、17行目以降ですが、デジタルトランスフォーメーション、DXを活用したサーキュラー・エコノミーへの取組等は、担い手不足、働き方改革への対応にも貢献するものと認識してございます。

P8 自然災害への備えですが、将来の首都直下地震発生に備え、災害廃棄物処理体制の強化を的確に講じていく必要があると記載してございます。

P9 から第2章、計画の基本的な考え方でございます。

まず、計画の位置づけですが、廃棄物処理法に基づく法定計画でございまして、計画期間は2026年から2030年の5年間でございます。

また、2050年の東京の将来像を視野に入れ、2035年を想定した中期的な施策展開の方向性についても、今回併せて提案していきたいと考えてございます。

計画のコンセプト、記載のとおりでございますが、静脈分野からサーキュラー・エコノミーへの移行を促進する取組の強化を目指すべきと記載してございます。

P10、2035年の目指すべきビジョンでございます。

資源の大消費地である東京の責務といたしまして、CO2排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用、サーキュラー・エコノミーへの促進を図っていく。また、社会課題に的確に対応する廃棄物処理システム、安定的な基盤の確保を目指していく視点で各施策を展開していくべきであるとしております。

計画を支える三つの柱と10の施策領域につきまして、P10からP21にかけて記載してございます。この後、順次説明をさせていただきます。

P12、第3章、指標と計画目標の設定についてでございます。

まず、指標の設定の考え方でございます。今回、28項目の指標を設定したいと考えています。各施策の進捗水準や、資源の循環状況等を定量的に捕捉するために指標を設定するべきと考えています。各指標の数値向上を目指すとともに、今後、推計手法の精度の向上などの状況も踏まえ、指標の見直しや改善も検討していくことが求められるということで、将来を見据えた取組についても記載してございます。

P13、計画目標の設定について、まず、将来推計を行っております。

今回、計画の検討に当たり施策強化の方向性、様々検討してまいりました。今後、強化・加速を図る取組の施策効果などを勘案し、対策を強化したケースを想定しています。将来推計のまとめを14行目以下の表で記載してございます。

P14、今回の計画で設定する計画目標についてです。

表にて計画目標の一覧、まとめてございます。一般廃棄物排出量、一般廃棄物再生利用率、最終処分量につきましては、各施策の効果がこちらの目標に集約されてくるということで、骨格となる目標を掲げた上で、プラスチックの焼却量、食品ロスの発生量につきましては、気候変動や生物多様性などの点で、影響の大きい取組について計画目標として定めております。これら五つの目標を持ちまして、進捗管理を行うとともに、施策の達成を進め、目標の達成を目指してまいりたいと考えてございます。

第4章から、主要施策の方向性について、順次説明させていただきます。まず、今回は重点分野を定めるところが一つの計画改訂のポイントでございます。

重点分野の一つ目は、プラスチック資源循環の推進でございます。

施策強化の方向性を28行目からまとめています。東京都で新たに設定しました2035年の焼却量削減目標、2017年度比で50%削減という目標の達成に向け、まず、プラスチック利用の在り方を見直し、大幅な削減を目指すとともに、リユースやリペアなどを基調とした社会への移行を進めていく。

また、発生した廃プラスチックにつきましては、水平リサイクルを促進すべきであるとまとめてございます。

P16では、プラスチック対策につきまして、排出元別の対策を新たに明示してございます。家庭系の対策、事業系の対策、それぞれの排出元に応じた施策の展開を図っていくべきであると記載してございます。

重点分野の2、食品ロス・食品廃棄物対策の推進でございます。35行目から、食品ロス削減目標、2000年度比で2030年度60%削減、2035年度65%削減の達成に向け、P17に記載した施策の強化を図ってまいります。

具体的には、発生抑制を最優先とした上で有効活用を図り、その上で再生利用に努めていくことが求められます。また、食品ロス対策につきましても、排出元別の取組を設定してございます。家庭系、事業系、それぞれの取組を進めるとともに、食品廃棄物の再生利用を促進するといった視点は、今回の計画で新たに加えた視点でございます。リサイクルルートの構築を推進すべきということでもまとめています。

重点分野3、SAF普及拡大を通じた資源循環の推進でございます。30行目に記載しているとおり、家庭から排出される廃食用油、現状そのほとんどが廃棄されているという状況も鑑み、P18ですが、回収拠点の拡大などを図るとともに、都内の廃棄物を原料とする技術の社会実装に向けた取組を支援すべきであるとしてございます。

重点分野の4、バイオマス廃棄物の資源循環促進について、こちらは、紙類や生ごみの対策について、今回強化を新たに打ち出した分野でございます。

施策強化の方向性として、企業間の連携による回収、リサイクル、3Rルートの多様化に向けた支援を推進すべきである。また、事業者との連携に加え、行政回収としてP19ですが、自治体による回収、生ごみの堆肥化、衣類の分別回収といった取組、また、リサイクル基盤の強化として、雑紙や紙おむつといった技術の進展を見据え、リサイクル基盤の強化を進めていくべきと記載してございます。

重点分野5、都市鉱山対策にも資する小型家電リサイクルの強化です。36行目から記載していますが、リチウムイオン電池対策との連動等による小型家電リサイクル量の

拡大していく観点で記載しています。

P20、重点分野6、建設廃棄物対策の更なる加速についてです。建設廃棄物の循環利用の促進として、再生資材の公共工事における利用促進、また、広域的な利用に向けた静脈物流の効率化などの検討、品質やトレーサビリティの確保に向けた施策の強化を図るべきとしています。

次に施策領域の2、2R（リデュース、リユース）を基調としたライフスタイルへの転換の取組強化について、P21以降に記載しています。リユース、リペア、シェアリング、サブスクリプションといった資源循環に資する多様なビジネスモデルの地域実装の後押し、多面的な取組を推進していくべきとしてございます。

21行目以降は、ごみ減量化への誘導方策の推進についてです。多摩地域におきましては、ごみ排出量、再生利用率ともに、全国トップレベルの水準にあるところですが、例えば、家庭ごみの有料化につきましては、区部は未実施という状況がございます。

また、事業系ごみの清掃工場への持込手数料についても、地域によって差があるところであり、P22上段にございますとおり、区市町村の取組の後押しをしていく必要がございます。

家庭ごみの有料化の導入促進に向けた検討を促すため、都民の理解と協力が得られるような関連情報の積極的な発信など、区市町村の取組を後押ししていくべきと記載してございます。

P22、施策領域3、廃棄物の循環利用の更なる促進でございます。

都内リサイクル基盤の充実・強化に向け、再資源化事業等高度化法の施行が今年度予定されてございます。その施行を見据え、施策強化の方向性でございます。AIなどのデジタル技術の活用などにより、処理プロセスの高度化、また省力化を推進するとともに、動脈企業または静脈企業との連携を深め、効率的な資源循環の取組を促進するべきとしています。

P23、太陽光パネルの高度循環利用の推進です。2030年代半ば以降、太陽光パネルの廃棄が本格化する見通しでございます。効率的な収集運搬処理や、処理設備の高度化に向けた取組を推進していくべきと記載しています。

また、24行目以降、公共調達や、グリーン購入ガイドの充実、区市町村への横展開を目指すべきとして、まとめています。

続きましてP25、計画の柱②でございます。8行目以降、まず、都民・事業者等の行動変容の促進についてです。施策強化の方向性につきましては、情報発信の更なる強化、また、33行目以降、環境配慮行動の促進に向けた環境整備でございまして、客観的に評価できるような判断基準を示すなど、施策を推進していく。また、36行目以降、観光地などでごみのポイ捨てなどが増えているという状況もございます。ごみの分別や持ち帰り文化の発信、地域美化活動の更なる後押しといった動きについて取組を推進すべきであるという点を加えてございます。

P26、資源循環に向けた関係法令の運用・各種制度の活用推進の取組についてでございます。21行目以降、東京サーキュラーエコノミー推進センター「T-C E C」とも連携いたしまして、大臣認定制度など様々な手法を伴走型で支援するような仕組みも構築すべきであるとしてございます。

P 2 7、多様な主体との連携・協働により取組の輪を広げていくということでございます。9行目以降、T-C E Cとの連携、企業団体間など各主体同士の連携・協働を促す環境づくりを進め、取組の拡大をしていくべきである。

また、東京サーキュラーエコノミー推進センターの強化の方向性としまして、29行目以降、戦略的広報、また、プッシュ型の事業者支援ということで、アウトリーチ活動を充実していくべきであるとまとめてございます。

P 2 8、廃棄物処理業界との協働による動静脈連携の一層の推進についてです。再生材の需要と供給に関する情報、また、トレーサビリティの確保といった観点で、事業者の資源循環に関する取組情報を公開していく。また、動静脈企業のマッチングをコーディネートしていくべきであるとまとめています。

20行目から、施策領域の6でございます。先駆的な2R・水平リサイクル施策の社会実装の拡大で、P 2 9でございます。サーキュラーエコノミーを目指した取組を先行的に集中実装するようなエリアの創出と横展開といったことを目指していくべきである。

また、14行目から、サーキュラービジネスの活性化という視点も今回盛り込んでございます。25行目以降で、シェアリングや、e コマースの普及といった社会経済活動の変化を踏まえた取組を促進していく必要があるということで、東京都としても、産業経済部局とも連携を図りつつ、サーキュラービジネスのさらなる活性化を図っていく。こういった取組を通じ、サーキュラー・エコノミーに向けて取組の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

P 3 0からは、計画の柱③社会課題に対応した強靱で安定的な廃棄物処理システムの確保でございます。

施策領域7におきましては、今後見込まれる人口減少、担い手不足等、社会構造の変化に対応した廃棄物処理システムの更なる充実・強化として、デジタル技術の活用、D Xを積極的に推進していく必要がある。また、23行目以降で、賃金や物価の急激な上昇、昨今の猛暑に伴う熱中症リスクの増大など、社会環境の変化を踏まえた継続的で安定的な適正処理の確保が必要となっている。そういった観点も踏まえ、施策強化の方向性として、D Xの活用推進、働き方改革の対応も含め、総合的な支援を実施していくべきであるとまとめています。

P 3 1、一般廃棄物処理の広域化、処理施設の集約化の取組についてでございます。こちら、人口減少社会を見据え、ごみの排出量が今後も減少することが見込まれている中で、廃棄物処理施設の脱炭素化、再資源化技術の高度化、効率化という観点も見据え、20行目以降ですが、区市町村との協議のもと、清掃工場だけではなく、再資源化施設を含め、廃棄物処理施設の長期的な広域化・集約化計画の策定をしていくべきである。また、促進策の検討を推進していくべきであるとしてございます。

次に28行目以降、リチウムイオン電池対策でございます。収集運搬の過程、また、廃棄物処理施設における発火事故が多発する中で、P 3 2ですが、国からも今年の4月、区市町村向けに、全てのリチウムイオン電池の回収体制の構築を求める通知が出ております。

また、8月には資源有効利用促進法の改正に伴い、メーカーによる回収義務化ということで、モバイルバッテリー、スマートフォン、加熱式たばこの3品目が追加となると

いう方向性が示されてございます。

こうした観点も踏まえ、回収ルートの拡充、火災事故の防止に向け、実効性の高い安全対策の普及についても後押ししていくべきであるとしています。

次に、不法投棄対策について、P33に施策強化の方向性を記載してございます。不適正なスクラップ業者、不用品回収業者対策の推進ということで、警察、区市町村とも一層緊密な連携を図りながら対応を強化していくべきであるとしています。

10行目以降、災害廃棄物対策の一層の推進でございます。課題と施策強化の方向性、記載しているとおりでございます。各自治体市町村が処理責任の主体となっていますが、災害廃棄物処理の実務の中核を担う人材が依然として不足している状況です。

専門人材の育成研修を実施するとともに、広域的な観点から支援と受援、それぞれの事務処理フローの明確化に向けた取組を推進していくべきであるとしています。

続きまして、P34、22行目以降、施策領域10廃棄物処理システムの脱炭素化とシナジー施策の展開でございます。脱炭素施策の推進、また、P35以降、気候変動対策とも連動して、脱炭素型廃棄物処理業への転換支援を検討するべきである。また、シナジー施策の積極的な展開として、循環型社会の形成はもとより、気候変動、生物多様性、産業競争力強化、経済安全保障や、ウェルビーイングといった諸課題への対応に貢献できるものとして施策の推進を図っていくべき、という観点を記載してございます。

P36第5章、計画の着実な推進に向けた取組でございますが、イノベーションの創出ということで、技術動向をしっかりと注視して取組を進めていくべきである。

また、13行目以降、質の高い統計データの活用に向けて、サプライチェーン全体を視野に入れた施策も、本格的に着手していく必要があるとしてございます。

現在は、国でも循環利用量の算出精度の向上に向けた検討を進められているところでして、こうした動向も注視しながら、効果的なデータを活用して施策展開を図っていくべきと記載してございます。

また、PDCAサイクルの継続的な実施という観点で、施策の進捗状況も踏まえて取組の強化を図ってまいりたいと考えています。

続きましてP38以降は、巻末資料として添付してございます。計画部会で集中審議をさせていただきましたプラスチック対策強化の方向性についてまとめてございますので、引き続き説明をさせていただきます。

P39、プラスチック資源循環をめぐる状況について、東京都では2019年にプラスチック削減プログラムを策定し、各種施策を展開してきているところでございます。

下段でございますが、2025年3月に、東京都全体で2050東京戦略を定めてございます。この中で2035年目標ということで、新たな目標を設定したところでございます。施策の目標の達成に向け、施策の強化が不可欠であると考えてございます。

P40、プラスチック対策の施策強化の方向性についてでございます。

まず、家庭系廃プラスチック資源循環の推進について、11行目以降ですが、2Rビジネスの普及拡大として、衣類や家具などのリユースの取引、また、シェアリングといったビジネスが近年多様化、拡大しているといった状況も踏まえ、利用者の方々に、実際に活用していただけるよう情報発信、また、こういった取組と連携して自治体の取組を後押ししていくべきであるとしています。

27行目以降、八王子市の事例も示していますが、自治体がリユース事業者と連携した取組も出てきていますので、P41以降に記載していますが、こうした取組につきまして、自治体どうしの知見の共有、また、事業者との連携促進、住民への広報強化を促進していくべきとしてございます。

次に、家庭対策におきまして、自治体で回収している容器包装、製品プラスチックの分別収集の取組強化ですが、さらなる分別収集量の拡大の対応が必要である。また、区部と多摩地域で分けて見ますと、プラスチックの回収量、リサイクル量に大きな開きがあるという状況がございませう。

また、使い捨てプラスチック製品の受け取り辞退や、リユース、シェアリングといったサービスの利用促進に向けた一層の啓発強化が必要である。そういった取組とともに、各自治体がPRを進めるための様々な枠組みの検討を促進していくべきである。

P42を見ていただきますと、実際の制度と連動し、プラスチックの削減、リサイクルを進めている事例として、小平市の事例を掲載してございませう。

小平市におきましては、資源物の中間処理施設を集約化したことと併せ、家庭ごみにつきまして有料化を進め、また、全ての容器包装プラスチックの分別収集を開始しております。これにより、容器包装プラスチックの収集袋の料金につきまして、可燃ごみと比べて低額に設定をすることで、プラスチックの資源循環量が2.3倍となり、回収量の拡大、ごみの総排出量の抑制が図られた。こうした好事例の横展開を図っていくべきと記載してございませう。

続いて16行目以降、製造・販売事業者等による自主回収拡大という観点も重要と認識してございませう。29行目以降ですが、店舗での回収品目の公開などにより、取組を奨励していくこと、また、中小規模の店舗を含め、広域回収ルートの構築、実施品目、店舗の拡大など、ルートの多様化を図っていくべきとしてございませう。

また、P42、43にかけ、プラスチック製の粗大・不燃ごみ等の水平リサイクルについて記載し、取組を推進していくべきである。具体的には、素材が均質で、また排出量が多いもの、例えば衣装ケース、ポリエステル製の布団といった製品を水平リサイクルし、より多くの自治体が参加して、スケールメリットを生かして複数の広域ルート化を図っていくべきとし、取組の強化の視点を記載してございませう。

P44以降は、事業系廃プラスチック資源循環の推進についての取組でございませう。

都内では大規模なオフィスビルが多く集積しているという状況も踏まえ、11行目以降、ビル全体でマイボトルなどリユース容器の共同の利用、また、オフィスの什器や用品のリユース、シェアリングなどのB to Bの2Rビジネス、そういった取組を後押ししていくべきである。

また、21行目以降、大規模オフィス等の廃プラスチック水平リサイクルの促進でございませう。ビル全体で廃プラスチックをプラスチック製品として水平リサイクルしていく取組は重要でございませうが、特にテナントビルなど全体で取り組む場合、多数の利害関係者との合意形成が難しいといった課題がございませう。

P45以降記載してございませうが、事業者、事業所全体での分別ルールの変更や、そのための合意形成に向けた伴走型の支援といった取組を後押ししていくべきである。また、好事例を創出して横展開を図っていくべきとしてございませう。

P45の28行目以降、都における率先行動の横展開について、都庁舎では、ペットボトルのボトルt oボトル、廃プラスチックのプラスチック製品への水平リサイクルの取組を既に実施しているところです。P46以降ですが、こうした取組を都庁舎内だけで終わらせず、民間事業所へも横展開していくことが重要であると認識してございます。民間への取組を促すべきであるとして、情報発信をはじめ、様々な取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また、産業廃棄物由来のプラスチック、建設廃棄物由来のプラスチックの3R推進についての取組も強化していくべきとしてございます。再生プラスチックの需要を見据えた取組全体の高度化を図っていくべきということで記載してございます。

P47以降、その他プラスチック資源循環につながる各種取組といたしまして、バイオマスプラスチックの利用につきましても、紙素材などバイオマス素材への転換という観点や、バイオマス資源を使うに当たり、全て紙容器などに切替えればよいということではなく、切替えに当たっても、植物の成長速度との関係など社会環境問題にも配慮しながら取組を進めていくべきであると記載してございます。

また、下段でございますが、プラスチック資源循環法など、大臣認定制度の活用事例も出てきておりますので、こういった取組の横展開を図っていくことも必要である。また、P48、海洋プラスチック問題につきましても、海ごみ対策の情報プラットフォーム機能の強化、また、地域清掃活動も含め、地域団体、NPOなどとも連携した取組の後押しをしていくべきであると記載してございます。

プラスチック対策のまとめとしてP49、今後の施策展開について、記載してございます。現在、プラスチック汚染対策に係る国際条約について、政府間の交渉が続いているところでございます。こうした検討動向も引き続き注視しながら、様々な主体等と連携、行動変容を着実に促進し、2Rを基調としたライフスタイルの定着と、持続可能なプラスチック資源循環の実現を進めていくべきとまとめてございます。特に事業者の皆様、こうした強化の方向性を明示し、さらなる取組を進めてまいりたいと考えてございます。

P50以降は参考資料として、様々なデータなどを添付してございます。こういったことを一式まとめさせていただき、中間の取りまとめとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○森本会長 御説明ありがとうございました。中間取りまとめ案と、巻末資料のプラスチック対策強化の方向性を併せて御説明いただきました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をいただきたいと存じます。それではまず、佐々木委員からお願いいたします。

○佐々木委員 計画部会の先生方、お疲れさまでございます。多岐にわたってかなり詳しく説明されているところでございますが、二点お伺いしたいと思います。まず一点目がP18で、バイオマス廃棄物という表現は誤解を招くような表現になっているのではないかと、少し気になります。

30年ぐらい、市や区の審議会で計画等の策定に立ち合わせていただいたのですが、やはり基礎自治体で市民団体の皆様は、特に専ら物の資源に関して、廃棄物という誤解を招くような表現に関してかなり敏感なので、この表現を再度検討いただきたい。例え

ば、古紙、古布がバイオマス廃棄物なのか、あとは紙おむつに関しても、よく私ども業界で、雑紙の中に紙おむつとか不織布マスクが入ってしまうのですが、高分子ポリマーや不織布、確かにパルプも入ってはいるのですが、この辺りの表現、ごみと資源に関するところを、少し御配慮いただければと思います。

二点目が、P26の5行目に、専ら物への位置づけがあるのですが、これはどのような整理の問題なのか、高度化法絡みで何かあったのかをお伺いしたいと思います。

○森本会長 ありがとうございます。それでは事務局、よろしく願いいたします。

○福安計画課長 佐々木委員、ありがとうございます。P18でございますが専ら物、ビン、缶、古紙などを市民団体の皆様、積極的に回収していただき、資源循環の取組に貢献していただいております、非常に重要な視点かと思えます。

おっしゃるとおり、バイオマス廃棄物という、語弊を招くところもありますので、例えば、バイオマス資源の循環利用の促進といった観点で、表記の訂正を検討できればと思います。委員の皆様から御異論などなければ、そのように修正できればと考えてございます。

もう一点、P26の4, 5行目、使用済み化学繊維製品の専ら物への位置づけでございますが、こちらにつきましても、繊維製品の中でも、例えば、ポリエステルとコットンが混合になっているものも多くなってきています。東京都では従前から、これらを専ら物として位置づけ、事業者の方々が、例えば店頭回収なども含め、より取り組みやすくなるよう、運用しているところでございます。

御説明以上でございます。

○佐々木委員 分かりました、ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。先ほど事務局からバイオマス資源の循環促進というふうに、廃棄物というワードを整理するというところでございますが、ほかの先生方いかがでしょうか。私も非常にいいなと思えますが、何か御異論ございますでしょうか。

(なし)

○森本会長 ありがとうございます。それでは事務局のほうで少し、御検討いただければと思います。そのほかの御意見はいかがでございましょうか。高崎委員、よろしく願いいたします。

○高崎委員 私から3点、検討してほしいことがあります。まず1点目がP17で、国策として今、SAFをやっていますので我々はよく分かるのですが、東京都がなぜ、せっかく集めた油を航空燃料に使うのか。むしろ車両系の燃料のほうが身近なので、SAFに使う理由を補足したほうがいいのではないかと思います。

二点目がP18のバイオマス廃棄物について、言葉は先ほど訂正するという事だったのですが、10行目、バイオマス廃棄物と言いながら、プラスチックが急に出てきていまして、これはその前のところでプラスチックを扱っていますので、プラスチックという言葉は削除したほうが、混乱を招かずにいいのかなと思いました。

三点目が、別添P44のプラスチックについて、こちらもサーマルリサイクルと括弧書きであるところを、ほかのリサイクルと分けるという意味で、というような書き方もされていますので、サーマルリサイクルよりはサーマルリカバリーのほうが差別化されていいのではないかなと思いました。以上、3点です。

- 森本会長 ありがとうございます。それでは事務局から、いかがでしょうか。
- 山中資源循環調整担当課長 資源循環調整担当課長の山中といいます。高崎委員、ありがとうございます。まず、SAFについてでございます。廃食用油、家庭からのものは回収がまだ進んでないところもあり、回収を進めていこうというところでございます。なぜ、航空燃料なのか、こちらの意図としましては、羽田空港を持っているところ、進めていく上での考えとしてございます。

なぜSAFにするのか、書いていないところもございますので、そちらを検討し、書き込んでいければと思います。ありがとうございます。

- 福安計画課長 高崎委員、ありがとうございます。P18のプラスチックと記載しているところ、少し分かりにくいところがありますので、削除で進めたいと思います。
- 荒井資源循環計画担当課長 事務局の荒井でございます。P44のサーマルリサイクルのところ、確かにサーマルリサイクルとサーマルリカバリー両方あるかと思っておりますので、その辺り併記する形か、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。
- 森本会長 ありがとうございます。SAFについては羽田空港もございまして、条約で義務づけがかかっているという緊急性もあろうかと思っております。

それでは、ほかの先生いかがでございましょうか。山本委員、お願いいたします。

- 山本委員 山本でございます。私から1点だけ、P29ですけれども、いわゆるサーキュラービジネスみたいなお話をしていると思っております。これは非常に重要で、長期使用等の観点から、ぜひ進めていきたいところかと思うのですが、必ずしもビジネス化という意味での課題だけではなく、不法投棄みたいなことではない別の負の側面が一応あるということに対して、目配せを東京都にしてほしいと感じています。

具体的には、シェアリング、サブスクリプションみたいなことを進めていく中で、僅かなお金を長い期間払う形で、高価な物を一旦消費者の側に預けることから、悪い言葉で言うと、盗品、盗難のような、物が戻ってこないもの、システムとして世の中に増えれば増えるほど、システムティックに狙ってくる。そういうことも現状少しずつ出ているという話も伺いますので、すばらしい取組ではあるものの、これまでの廃棄物行政の中で行われてきたような違法行為とは違う形も起こり得るということで、その辺りについての注意も並行して進めていく必要があるのではと感じています。

意見です。必ずしも書き込んでほしいというわけではないのですが、そういう視点はあったほうがいいかなと思っています、以上です。

- 森本会長 ありがとうございます。それでは事務局からお願いいたします。
- 福安計画課長 山本委員、ありがとうございます。消費者被害という観点で、不法投棄のところでも書かせていただいておりますが、高額な商品や高額なサービスを販売されるようなケースもあるという状況、御指摘のとおりかと思っております。

東京都におきましても、施策の展開に当たりましては消費生活行政を所管している部署もございますので、しっかりと情報共有しながら、資源循環だけではなく、負の側面とおっしゃられていたましたが、そういった観点の目配せも十分留意しながら進めてまいりたいと思っております。御意見、ありがとうございます。

- 山本委員 ありがとうございます、念のためですけど、私の今の意見、物が事業者に戻ってこないという側面もあるので、お含みおきください。以上です。

○福安計画課長 ありがとうございます。消費者だけではなく、ビジネス事業者のリスクという観点も目配せが必要とのご意見、ありがとうございます。

○森本会長 ありがとうございます。ほかの先生方いかがでございましょうか。天沢委員、よろしく願います。

○天沢委員 2点だけ、今回もう一度説明を聞いて気になった点があるので、シェアさせてもらいます。

1点目が、この報告書を国内で出すわけですが、背景の部分、例えばP5で、日本において東京がどういう場所なのかを説明いただいていると思うのですが、日本だけではなく、東京って世界有数のメガシティであって、これだけの人口、そして経済規模を持つ都市もなかなかないというのをもう少し主張してもいいのではないかと思います。

これだけの経済活動があるからこそ、もちろん資源循環を促進しないといけないというのもありつつ、ここにポテンシャルがある、大きな可能性を有していると書かれているのですが、日本を牽引してだけでなく、世界を牽引するぐらいの勢いで書いてもいいのではないかと思います。経済規模を考えるとそれを言えるものを東京は持っていると思いますので、何か日本だけで閉じなくてもいいのではないかと思います。

もう一つ、東京だからこそという部分で、第2回的时候に一度コメントさせていただいたのですが、東京が世界有数の大都市であるからこそできることが本当にたくさんあり、本日もコメントが少しありましたが、リユースやリサイクルもスケールが見込めるという部分で、東京だからこそやるべき、できるということを、もう少し主張してもいいのではないかなと思いました。

例えば後半のリユースやサーキュラー・エコノミーのビジネスモデルの活用等、東京でないといけないことはたくさんあるので、東京だからこそできるし、やっていくということをもう少し入れてもいいのではないかなと思いました。

抽象的なコメントで申し訳ないのですが、東京らしさをもう少し出せるかなと思いました。東京都という部分を、例えばほかの都道府県と置き換えて、そのまま書けるような文章だと少しもったいないと思い、もう少し主張できると、やっている側からもモチベーションになりますし、いいのではないかと思った次第です。以上です。

○森本会長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○福安計画課長 天沢委員、御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりかと思えます。実際にこちらの間接まとめの中で、どのような記載の反映ができるのかは、会長と相談させていただきたいと思いますが、東京は気候変動の観点でも資源循環の観点でも、世界有数の大都市として、牽引していくべき立場にあるという視点は御指摘のとおりかと思えます。

また、スケールメリットを活かせる点も東京の特徴かと思えますので、そういったところが反映できるよう、文言を考えさせていただきたいと思えます。

○森本会長 天沢委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり、東京都は一つの国ぐらいのGNPとかGDPがありますので、そういうことを踏まえつつ、リユースのスケールメリットもありますので、少し事務局と相談して書かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 3点ほどあるのですが、一つ目は、リチウムイオン電池の対策です。日頃から環境局さん、知事へ要望等で挙げさせていただき、環境局さんにはいろいろ御協力をいただいて、分別の徹底について、外国人の方たちが分かるような母国語の表記等々、御協力をお願いしているところです。一般廃棄物が、産業廃棄物の中に混入してしまうことが一番の問題で、我々、産業廃棄物処理業者は日々、火災やぼやが頻繁に起きている状況です。原因は一般廃棄物のリチウムイオン電池だけではなく、ボタン電池もしかり。なかなかリチウムイオン電池だけ分別回収というのは非常に難しいのではないかと我々考えていまして、できれば各市町村で電池類を一括して曜日を決めて、回収ルート、処理方法等を少なくとも23区ばらばらではなく連携を取っていただき、同じような分別回収をしていただかないと、リチウムイオン電池の発火問題は減っていかないのではないかと思います。

これについては早急に対応していただきたいところですが、外国人の方が非常に多い区は、資源ごみ、ビン、缶、ペットボトルでさえ分別できない人たちが、リチウムイオン電池だけ別の分別ルートに乗せられるのかを非常に心配しています。ビン、缶、ペットボトルでさえ分別できない区もあるので、具体的なリチウムイオン電池の対策を、もう少し詳細な形で早急に詰めていただきたいということが一つあります。

リチウムだけではなく、区市町村が分別をお願いしているにもかかわらず、それができない。どうしてできないのかを区市町村の方と話をさせていただいて、早急にきちんとした分別を徹底する仕組みをつくっていただきたいということが一つ。

もう一つは、建設廃棄物、特に瓦礫類の中のコンクリート片、再生砕石が、東京の場合は大量に出てきて、消費するところがほとんどないに等しい。原料は入ってくるけれども、できた製品がはけないということで、これも3団体でいろいろお願いをしているのですが、東京都として製品のストックヤードなり、災害があったときに使うための、ストックヤードを用意できないかなど。また、再生骨材コンクリートの公共事業での利用をお願いしたい。

災害があったときに瓦礫類だけで東京の場合は、4,000万トン弱排出されるということで、大量に出てくる東京都で、使うところは少ない。一方、地方では再生砕石が足りないところがある。それにはやはり広域処理で、通常でも都内で処理し切れない廃棄物は他県に依存しているという部分がある。これはカーボンニュートラル、CO₂削減においてモーダルシフト、もう少し具体的な、JR貨物等も記載がありますが、JR貨物等は物によっては制限がありますので、例えば、国が進めているサーキュラーエコノミーポートを推進していただく。又は船でないと大量に運べない部分もあるので、ぜひ、国が進んでいるサーキュラーエコノミーポートを東京都でも早急に検討していただきたいということが一つです。

あとは、災害廃棄物の件ですが、私ども各区の委員会にも参加させていただいていますが、仮置場の問題はある程度、東京都さんが、どんどんリーダーシップ取って、指導等をしていただかないと、今のままでは、いつ災害が起きるか分からない。今の状況では、災害が起きて初動対応ができないという状況ですので、一日も早く進めていただきたい。また、他県にお願いしなくてはならないものがたくさんありますので、前回の東北の震災、3・11の震災のときも東京都が協力するということが、当初、船による輸

送を考えられていたようですが、実際、荷揚げ場所がないということで、JR貨物でコンテナによる輸送という形になりました。そのときも事前に、災害があったときに使えるバースがあるということでしたが、いざとなったら使えないということなので、ぜひ、廃棄物の専用バースを、災害がいつ来るか分からないということもありますが、通常期で船による廃棄物の排出ができていれば、災害時もすぐ対応できると思いますので、東京都で、モーダルシフト、船による輸送と荷揚げ、荷下ろしする場所の推進を、是非していただきたいと思います。

私からは以上でございます。

- 森本会長 ありがとうございます。非常に大きな、かつ重要なお話かと思えます。計画本文というよりは施策の方向ですので、事務方からお話しいただければと思います。
- 福安計画課長 鈴木委員、貴重な御意見ありがとうございます。3点、御意見いただきありがとうございます。今後の施策の展開に、積極的に活かしてまいりたいと考えてございます。まず1点目、リチウムイオン電池対策につきまして、P31からP32にかけて記載してございます。

特にP32上段のところ、今年の4月に国から、市町村で家庭から排出される全てのリチウムイオン電池、例えば、膨張・破損しているような電池も含め、回収体制を構築しなさいという通知が出ているところでございます。

鈴木委員おっしゃるとおり、やはり産業廃棄物の中に、オフィスからも、家庭から持ち込まれた一般廃棄物となるものが混入してしまうところが、この火災事故が多く発生している根源というのは、ご指摘のとおりかと思えます。こうした電池だけではなく、内蔵製品、また膨張した電池も含め、各区が行政回収をしっかりと行うということは、これから区市町村への働きかけ、強化してまいりたいと考えてございます。

また、外国人の多い区となりますと、国籍も多様化している中でございます。東京都でも東産協様と連携させていただきながら、リチウムイオン電池混ぜて捨てちゃダメ！プロジェクトを実施しております。多言語のポスターなど制作して、区市町村にも展開していく取組をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。引き続き、こういった観点も意見交換させていただきながら、施策の強化を進められればと考えております。

また、2点目でございますが、建設廃棄物の対策につきまして、資料としましてはP20に記載しております。4月に、廃棄物審議会の中でも業界団体の皆様から再生砕石の滞留について、現場の実態を詳細に御説明いただき、東京都としても改めて認識したところでございます。再生砕石など、また、鈴木委員からは災害廃棄物というお話もございましたが、処理したものを都内だけで消費するという事はなかなか難しいこと、おっしゃるとおりかと思えます。いかに広域的に利用を図っていくかという観点で、資料の中で申し上げますと、問題意識としては17行目辺りに記載していますが、24、25行目辺り、再生資材の利用促進、また、広域的な利用に向けた静脈物流の効率化という観点で、記載してございます。

モーダルシフトなどにより、大量に効率的に輸送できるという観点も、資源循環の観点では非常に重要ですので、引き続き、施策を検討してまいりたいと考えてございます。

3点目、災害廃棄物の対策につきまして、能登半島の支援などでも広域的な支援を行ってまいりました。また、10月には八丈島、青ヶ島でも台風被害があり、自然災害の

脅威はますます高まっている状況かと思えます。

P 3 4でも、特に建物の解体廃棄物の観点など、能登半島の災害廃棄物処理では課題となっていた点も踏まえ、1 4行目辺り、災害廃棄物処理に係る、例えば区市町村から事務委託を行うに当たっての認識共有や、公費解体、仮置場の考え方、そうした点の区市町村との共有。また、東京都もしっかりとリーダーシップを発揮して、区市町村とともに災害廃棄物の迅速な処理を進めていくことは重要と考えてございます。それに当たっては、東京都と区市町村だけではなく、災害廃棄物処理を現場で取り扱われる廃棄物処理事業者の皆様との協力の進まないことを認識しておりますので、引き続き業界の皆様ともしっかりと連携して、進めてまいりたいと考えてございます。貴重な御意見ありがとうございます。

○森本会長 鈴木委員、ありがとうございました。東京都のほうでもしっかりと考えていただけるとのことです。

それでは天野委員、お願いいたします。

○天野委員 先ほど、天沢委員からコメントがございました、東京都ならではのスケールメリットを生かした、特にリデュース、リユースの取組を推すべきではないかというところに関連して御提案です。P 4 5に東京都の率先行動の横展開という事例が紹介されているかと思えます。東京都はリユースカップを保有されていて、先週末に開催された、東京味わいフェスタ、都内4会場で開催された食のイベントで、万単位のリユースカップを使用されて、ごみの削減に寄与しているところです。大規模な食のイベントでリユース容器が使用される例はなかなかまだないのですが、もう4年ほど導入を続けられているということで、もしよければ、事例として御紹介いただければどうかというところです。また、都内でも自治体が率先してリユース容器を広げようとしている取組が進んでいます。例えば杉並区では、昨年度から住民向けにリユース容器の貸出しを実施され、非常に多くの区民から利用が希望されており、お祭りやイベントが多いのですが、子供食堂等、様々なシーンで使われているということで裾野が広がっているような事例もあります。自治体が率先してリユースを、コストがかかってしまったり容器がなかったりと、難しい部分あるのですが、自治体が旗振り役で後押ししていただくことが少しずつ広がっていて、東京都も率先してやられている事例があるので、ぜひ御紹介いただければどうかと思えます。以上です。

○森本会長 ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

○荒井資源循環計画担当課長 事務局の荒井です。貴重な御意見ありがとうございます。P 4 5の味わいフェスティバル、私も参加したのですが、リユースカップが使われているところ、東京都のグリーン購入ガイドでも規定されておりまして、着実に広がりつつあるということもございますので、なにかしら事例に加えるか、文章上で工夫して紹介したいと思っております。

また、P 4 0下のほうからP 4 1にかけて、自治体が主導するリユースの取組拡大ということで、リユース容器の自治体による貸出事業も実際都が後押ししていますので、事例的なところを紹介しながら書き方で工夫して、いただいた御意見を反映できればと思っておりますので、その方向で検討したいと思えます。ありがとうございました。

○森本会長 どうもありがとうございます。そのほかの先生、いかがでしょうか。

それでは中間取りまとめについては、これまでとさせていただきます。様々な御意見いただき、ありがとうございました。表現については、私と事務局で預からせていただければと考えてございます。

それでは議事の2、その他に入らせていただきます。まず、食品ロス対策に関して事務局から1点御報告がございまして、資料を御用意いただいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

- 荒井資源循環計画担当課長 資源循環計画担当課長から、食品ロス及び食品リサイクルに係る施策の強化の方向性について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

食品ロス関連の施策につきましては、計画部会で大きな方向性について議論させていただきました。その際にお知らせしたとおり、より具体的な施策強化につきましては、食品関連事業団体、消費者団体NPO、学識等で構成します食品ロス削減パートナーシップ会議におきまして、議論を重ねてまいったところでございます。

このたびその成果として、参考資料2につけておりますが、食品ロス及び食品リサイクル施策強化の方向性を取りまとめたところでございます。廃棄物審議会の委員の皆様にも御報告、御紹介させていただきたく、報告事項として入れさせていただきました。

本編につきましては分量が多くなってございますので、今回は概要で説明いたします、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、内容の説明に移らせていただきます。

まず初めに、全国の食品ロス、食品リサイクルの状況と、都のこれまでの取組についてでございます。

左側の背景ということで、全国の状況についてでございます。まず、食品ロスに関しまして、直近の推計値である2023年の発生量は年間464万トンと、前年度から事業系、家庭系ともに減少しております。ただ、こちらは内訳を記載しておりませんが、事業系のうち外食産業のみ前年度から増加に転じております。こちら、コロナ5類移行の影響が考えられます。

次に下の部分、食品リサイクルについてでございます。右のほうの折れ線グラフにサプライチェーンごとの再生利用実施率が記載されておりますが、一番上の製造業が非常に高く90%を超えている一方、卸売業、小売業につきましては60%前後、外食産業では30%と、まだ取り組む余地があるということでございます。特に都内におきましては小売業・外食産業の占める割合が多いため、重点的に再生利用の取組を促していく必要がございます。

続いて右側の、都のこれまでの取組について簡単に触れさせていただきます。下の表が直近5年間の取組を線表でまとめたものでございます。これまで、事業系の発生抑制を中心に取り組んでまいりましたが、例えば需要予測などの先進技術に関する実証事業や、都の防災備蓄食品のフードバンクのマッチング、中小、小売向けの補助事業などを進めてきたところでございます。

次に、食品ロス、食品リサイクルに関する現状と課題、新たな目標設定ということで、都の現状を中心に説明いたします。

まず左側、東京都の食品ロスの現状でございます。都としては食品ロス発生量半減を掲げて取り組んでまいりましたが、事業系を中心に減少が進み、目標を10年前倒し、

2020年に達成しております。一方、直近の推計値である2023年を見ますと、全国と同様、コロナ5類移行の影響が現れており、事業系については外食産業を中心にリバウンドしている状況でございます。また、家庭系につきましてはコロナ前から横ばいが続いており、なかなか減少には至っておりません。

下の内訳から分かるように、都内の食品ロスの内訳といたしましては、外食、家庭系の占める割合が多いことから、今後食品ロス対策はこちら外食、家庭を中心に取組を進めていく必要があると考えております。

続きまして、右上の食品リサイクル、食品廃棄物の現状でございます。東京都の食品廃棄物は、全国と比べ家庭系が非常に多く、約7割を占めている一方、自治体による生ごみリサイクルは多摩地域の一部で実施されているものの、再生利用量はまだ数百トンくらいと、全体から見てごく僅かとなっております。

また、事業系では規模別に見ると、小売、外食産業、特に年間排出量が100トン未満の中小事業所については再生利用があまり進んでいない状況でございます。

なお、食品ロス発生抑制には限界があり、ゼロにすることは難しいと考えておりますので、東京都の目指すべき姿として掲げております、2050年実質ゼロに向けては、発生抑制を当然優先にしながらリサイクルの取組も非常に重要でございますので、今後本格的な施策を進めていく必要があると考えております。

最後に右下にございます東京都の新たな目標設定でございます。計画のほうでも申し上げたとおり、従前の半減目標は既に達成しておりますので、2050年食品ロス実質ゼロに向けた新たなマイルストーンとして、2030年60%減、2035年65%減という目標を今年3月に設定したところでございます。

P3からが、新たな目標達成に向けた施策展開についてでございます。

まずは発生抑制、次に食品寄附といった有効活用、最終的には食品ロスも併せて食品廃棄物の循環利用、リサイクルという三つの柱に沿って施策を整理いたしました。順番に説明させていただきます。

まず、柱①発生抑制の推進につきまして、まず、家庭系に係る部分でございます。家庭系の削減に向けては、これまで広く普及啓発を行ってまいりましたが、なかなか減少が進まないところもございますので、より効果的な対策が重要となっております。

パートナーシップ会議の委員からも多く意見がありましたが、どのような世帯、どのようなタイミングでロスが発生しているのかという排出実態をしっかりと把握分析して、ターゲットを特定した上で効果的な啓発を図っていくことを考えております。また、普及啓発だけにとどまらず、新たな先進技術のサービスということで、最近ではAIカメラを搭載された冷蔵庫なども販売が始まっています。そういった技術の利用することで、より効果の高い方策を進めていきたいと考えております。

続きまして、事業系の発生抑制についてでございます。先進技術の活用や商慣習の見直しにつきましては、これまでの取組を進めつつ、今後重点的に取り組んでいく必要があるものが外食産業での食品ロス対策でございます。

いわゆる飲食店でのロスの多くは、利用客の食べ残しであることから、事業者、自治体等とのキャンペーンなどを通じまして、食べ切り持ち帰りを促進していきたいと考えております。加えて、飲食店向けにキャンペーンでの成果を踏まえた施策に向けた講習

会を開催し、食品ロス削減の様々なノウハウについて共有を図ってまいりたいと考えております。

次に未利用食品の有効活用、いわゆる食品寄附に関してでございます。

まず国が昨年12月に策定いたしましたガイドラインを踏まえた寄附事例の発信や、寄附者等からの相談、マッチング対応、また、防災備蓄食品の着実な寄附の実施などを図っていききたいと思っております。

これまで加工食品が主流となっておりますが、今後あまり取り扱われていなかった、温度管理が必要な日配品や生鮮食品等も食品寄附を広げていききたいと考えております。具体的には、温度管理が必要な食品について期限が短く、遠方への寄附が難しいということもございますので、地域完結型の寄附スキームを、DXを活用して構築してまいりたいと考えております。

加えて、防災備蓄食品の積極的な有効活用として、都や区市町村の食品について調達時期の平準化等を通じながら、着実な寄附につなげる取組や民間システムの活用促進も進めていききたいと考えております。

続きまして柱③、資源の循環利用の促進についてでございます。

先ほども申し上げたとおり、2050年食品ロスゼロに向けて、循環利用が不可欠でございます。これまでの取組は食品小売業を対象としたコンポストの導入等でしたが、本格的に施策を着手すべく、今回四つの施策を整理しております。

中でも重要なところが、先ほど現状でも申し上げたとおり、家庭系と小規模事業者の再生利用の促進についてでございます。

家庭系の生ごみの分別収集の促進につきましては、複数の自治体での横断的な回収ルートの構築により、収集運搬の効率化、スケールメリットの確保を通じ、より多くの自治体で実施を促進してまいりたいと考えております。

また、食品廃棄物の排出量が少なく、リサイクルが進んでいない小規模な飲食店や小売店等でも取り組みやすいような、いわゆる食品リサイクルループの計画認定を受ければ、各自治体での収集運搬許可が不要となりますので、そういったところの活用とスケールメリットを確保していききたいと考えております。

そのほか、面的な取組への支援やバイオガス発電と肥料化等とのカスケード利用の促進などの取組を進めていききたいと考えております。施策展開については以上となります。

最後に、食品ロス削減を進めていく上で、各主体の役割と施策の進め方についてでございます。

各主体との連携協働ではパートナーシップ会議との連携強化や、東京サーキュラーエコノミー推進センター、廃棄物処理計画にも盛り込む予定でございますが、そういった現状の相談、マッチング機能について、食品ロス分野についてもより効率的、効果的に事業者の取組を支援する必要があると考えております。

また、事業者等の評価する仕組みについては、食品廃棄物だけではなく、事業所全体で、相対的な評価の見える化や表彰制度等の事業者のモチベーションを向上させるための取組等による、率先的な取組の推進を考えております。都庁舎の飲食店での食べ残し削減に向けた取組や、オフィスを含めた厨芥ごみ、生ごみの再生利用も進めていききたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。こちらの強化の方向性につきましては、廃棄物処理計画の中間まとめと同様、パブリックコメント、区市町村等からの意見聴取を経まして、いただいた御意見を参考にして、東京都の食品ロス削減推進計画を改定していきたいと考えております。御報告は以上でございます。

- 森本会長 御説明ありがとうございました。本報告書は関係団体、有識者からなる東京都食品ロス削減パートナーシップ会議で取りまとめたものでございます。

ただいまの御説明で何か御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

(なし)

- 森本会長 それでは最後でございますが、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

- 福安計画課長 森本会長、ありがとうございます。スケジュールの前に、本日御欠席の粟生木委員よりコメントを頂戴しておりますので、読み上げさせていただきます。

粟生木委員から、本取りまとめにおいて、計画部会でも議論いただいた内容ということで、基本的には異論はないということでございます。コメントといたしまして、本取りまとめにおきましては資源循環、廃棄物処理に係る施策に対するものということで理解はしておりますけれども、1章において、東京の責務としてサプライチェーン全体を視野に入れて、持続可能な資源利用への転換を進めていく必要がある。また2章におきましても、資源の大消費地である東京の責務として、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図ることが必要である。

また、5章におきましては、サプライチェーン全体を視野に入れた施策について、データの補足の強化を触れていますが、例えば設定指標の在り方について、データを今後補足していくとその先、どのように施策を発展させていくのかという観点でも多少触れてもいいのではないかと考えます、と御意見をいただいたところでございます。

会長とも御相談させていただき、必要に応じて本文のほう、修正・反映させていただきたいと考えております。御報告は以上でございます。

よろしければ、スケジュールについて、引き続き説明をさせていただきます。

今後、本文について会長と御相談させていただき、取りまとめた上でパブリックコメント及び区市町村への意見聴取を行わせていただきます。

それを受けて12月中旬に計画部会、来年1月には廃棄物審議会の総会にて最終答申を賜りたいと考えてございます。それを持ちまして3月には、新計画の策定を進めてまいりたいと考えてございます。引き続き御審議のほどよろしく願いしたいと存じます。以上でございます。

- 森本会長 ありがとうございます。このようなスケジュールで進むということで何か御質問等ございますでしょうか。

(なし)

- 森本会長 今後、パブリックコメント、それから関係機関への意見照会の手続に入るとのことでございます。そこでも様々な御意見が寄せられると思いますので、意見を踏まえ、改めて計画部会で再度議論をさせていただきたいと考えてございます。

中間取りまとめ案についてはこういう形でございます。田崎部会長をはじめ、計画部会の先生方、ありがとうございました。また、審議会の委員の先生方、ありがとうございました。

いました。

以上をもちまして、本日の議事については終了させていただきたいと思えます。進行役を事務局にお返ししたいと思います。

- 福安計画課長 森本会長、そして審議会委員の皆様、有意義な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。最後に中間とりまとめに当たり、資源循環推進部長の宗野から、御挨拶を申し上げたいと思えます。
- 宗野推進部長 東京都の資源循環推進部長の宗野でございます。森本会長、本日はありがとうございました。また、本日は御多忙の中、長時間にわたりまして様々な観点から御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

計画部会では田崎部会長をはじめ、部会委員の皆様におかれましても、8回というたくさん回の回数を重ねて、様々な観点から活発な御議論をいただきました。本当にありがとうございました。

本日提示をいただきました中間とりまとめでは、資源循環、廃棄物処理を取り巻く状況や、将来を見据えた諸課題への対応も踏まえつつ、今後、東京が目指すべき中長期的なビジョンと、施策展開を体系的に整理していただきました。

とりわけ世界的な潮流でもございます次の計画の主要テーマであるサーキュラー・エコノミーへの移行促進につきましては、動脈、静脈の連携、都民、事業者の行動の変容、廃棄物処理業界へのさらなる底上げなど、随所に新たな視点が必要となる取組を盛り込んでいただいたと認識しております。

今回お示しいただいた取組には、これまで東京都や区市町村が実施してきた資源循環、廃棄物処理施策の枠組みを超えた挑戦的な施策も数多く含まれていると思っておりますので、東京都といたしましても、こうした提案のあった取組を実りあるものとするよう関係の主体との綿密な連携の下、実効性のある施策展開を図ってまいりたいという所存でございます。

なお、今回取りまとめていただいた中間のまとめにつきましては、先ほど森本会長にも触れていただきましたが、パブリックコメント、区市町村の意見を踏まえ、年度末には新たな計画を策定していきたいと考えております。

委員の皆様には引き続き、協力を賜りたくお願いを申し上げます。私からの挨拶は以上でございます。ありがとうございました。

- 福安計画課長 それでは本日の東京都廃棄物審議会、閉会したいと存じます。本日は委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午前 11時40分 閉会)